

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 1 9 日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

災害廃棄物の処理等への事前の備えの確認について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。

つきましては、貴都道府県におかれましては、梅雨期及び台風期に当たり、以下の観点を含めた災害の発生に備えた事前の準備をお願いするとともに、貴管内各市区町村に対し周知徹底を図って頂きますようお願いいたします。

（１）災害廃棄物処理計画等の確認

策定している災害廃棄物処理計画等（災害時の組織体制、災害支援協定の内容、仮置場の候補地等）の再確認をお願いします。仮に策定していない場合又は策定していても有効性が不十分だと考えられる場合は令和 3 年 3 月に改訂版を周知した「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」¹p.9 の事前検討チェックリストを活用下さい。

また、被災時には早急に仮置場を開設する必要があることから、平時から仮置場候補地に関して庁内関係部署や関係機関との調整に取り組むようお願いいたします。また、事前の備えとして、災害廃棄物の処理体制を確認する際には、令和 5 年 4 月に周知した「災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）」²も活用下さい。

（２）浸水対策等

¹ 「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」令和 3 年 3 月改訂

http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/pdf/initial_response_guide_main_210_3.pdf

² 「災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）」令和 5 年 4 月作成

<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/leafret/index.html>

洪水ハザードマップにより一般廃棄物処理施設等の被害が想定され、かつ、浸水対策工事ができていない場合は、応急対策として土嚢、排水ポンプ、地下排水槽、ポンプ類の予備品や代替装置の保管などを含めた浸水対策の準備、及び廃棄物収集運搬車両の高台等への事前避難の準備を講じて下さい。

(3) 定期検査の時期の検討

出水時期等を勘案した廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 8 条の 2 の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 2 第 1 項の定期検査の実施や、定期検査時の代替施設についての検討をお願いします。

(4) 災害廃棄物の撤去等に係る広報・周知

災害により被害を受けた市町村が実施した災害廃棄物の処理事業及び廃棄物処理施設の復旧事業に対しまして、「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」により財政支援を行っています。詳しくは環境省災害廃棄物対策情報サイト³を参照下さい。

災害廃棄物対策にあたり疑義等が生じましたら、各地方環境事務所（別添）又は環境省災害廃棄物対策室まで御連絡をお願いいたします。

<連絡先>

（災害廃棄物対策について）

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

担当：鳥居、小野、福永

TEL：03-5521-8358（直通）

E-mail：hairi-saigai@env.go.jp

（災害等廃棄物処理事業費補助金について）

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

担当：村越、安部

TEL：03-5521-8337（直通）

E-mail：hairi-shisetsu@env.go.jp

³環境省災害廃棄物対策情報サイト

http://kouikishori.env.go.jp/action/auxiliary_scheme/

※別添

< 地方環境事務所 連絡先一覧 >

北海道地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 011-299-3738

東北地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 022-722-2871

関東地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 048-600-0814

中部地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 052-955-2132

近畿地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 06-6881-6502

中国四国地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 086-223-1584

中国四国地方環境事務所（四国事務所） : TEL. 087-811-7240

九州地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 096-322-2410